

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供業務仕様書

1 事業の名称

香芝市立保育所等における午睡用寝具リース提供事業

2 事業実施期間

事業実施期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、香芝市（以下「市」という。）と事業者の協議により令和10年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者に発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

3 事業の目的

香芝市立保育所及び認定こども園（以下「市立保育所等」という。）で使用する午睡用寝具のリース提供業務を導入し、児童を預ける際に午睡用寝具を持参する保護者の負担軽減を図る。

4 事業に関する業務の内容

(1) サービスの利用に関する契約

サービスの利用を希望する児童の保護者は、直接事業者へ申込みを行い、事業者と直接契約を行うものとする。サービスの利用は、各保護者の任意とし、サービスの利用に関する契約は、児童1人につき1契約とする。1月単位で利用及び解約ができることが好ましい。

なお、市及び市立保育所等は、契約当事者となることはなく、契約の締結及び解除並びに解約並びに利用料金の徴収等には一切関与しないが、サービスの利用に関する契約の内容は、本仕様書の内容に反しないものでなければならない。

(2) 午睡用寝具リース業務の提供

事業者は、サービスの利用に関する契約を締結した保護者（以下「契約者」という。）の児童に対し、市立保育所等で使用する午睡用寝具リース

業務を提供する。

なお、午睡用寝具は、敷布団及び掛布団（夏場は、タオルケットとする。）とし、敷布団にはカバーを付ける。寝具は、週1回程度交換し、事業者においてカバーの洗濯及び装着並びに定期的な布団の殺菌並びにその他付帯業務を行う。また、各児童が専用で午睡用寝具を使用できるよう、識別するための対策を講じる。

事業者は、契約者の確認ができる資料を市立保育所等に提供し、契約者に変更がある場合は、遅滞なく市立保育所等に報告する。

(3) 市立保育所等への午睡用寝具の納品

午睡用寝具の交換に係る納品及び搬出の日程、時間帯及び場所については、事業者と市が協議して定める。

午睡用寝具が汚れた場合に備えて、利用者が20人以上の保育所等には予備の午睡用寝具2組以上、利用者が20人未満の保育所等には予備の午睡用寝具1組以上を納品する。

(4) 午睡用寝具が汚れた場合の対応

尿、便、吐しゃ物、血液等により午睡用寝具が汚れた場合は、市立保育所等においては洗浄せず、事業者が速やかに当該市立保育所等から引き取った上で洗浄済みの清潔な寝具と交換し、又は清潔な寝具との交換時（原則として週1回程度の定期交換時とする。）に市立保育所等の保育士等がビニール袋等に入れて事業者に引き渡すこととする。

(5) 契約者からの利用料金の徴収等

契約者からの利用料金の徴収及び契約者への利用料金の還付は、事業者が行う。

(6) 問合せ対応

事業者は、サービスに関する保護者や市内保育所等からの問合せについて、適切に対応できるよう、相談窓口等を設置することとする。また、サービスに関する苦情や要望には誠実に対応するものとする。

(7) 市立保育所等及び保護者への周知

事業者は、サービスを円滑に導入できるよう、事業開始までに市立保育所等の保育士等への説明会を実施するとともに、市立保育所等向けの説明資料及びマニュアル、保護者向けの説明資料及び利用申込書等を作成することとする。

保護者に対しては、サービス開始前に説明資料を配布すること等により、

本事業の周知を図る。

(8) 対象となる市立保育所等

対象となる市立保育所等は、次のとおりとする。なお、各施設に契約者がある限り、サービスを提供するものとする。

番号	施設名	施設の住所	0歳児から4歳児までの児童数
1	若葉保育所	香芝市下田西二丁目6番27号	140人
2	五位堂保育所	香芝市五位堂三丁目464番地1	107人
3	二上保育所	香芝市畠四丁目545番地	99人
4	みつわ保育所	香芝市良福寺419番地	163人
5	真美ヶ丘保育所	香芝市真美ヶ丘六丁目9番1号	100人
6	認定こども園 鎌田幼稚園	香芝市鎌田364番地1	24人
7	認定こども園 下田幼稚園	香芝市下田西二丁目9番23号	17人
8	認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	香芝市真美ヶ丘三丁目3番24号	31人

備考

- 1 6、7及び8番の施設は、3歳児、4歳児及び5歳児を受け入れる認定こども園であり、午睡を行う保育利用（2号認定）の児童数を掲載している。
- 2 0歳児から4歳児までの児童数は、令和8年1月1日現在のものである。

5 その他

- (1) 事業者は、個人情報の管理を適切に行い、万一個人情報等の漏えいが生じた場合には、直ちに対象者、漏えいした可能性のある情報の内容、想定

される影響を香芝市子ども家庭部保育幼稚園課に報告し、及び速やかに対応策を講じるとともに、原因及び改善策を1月以内に報告すること。1月以内に原因の特定及び改善策を講じることができない場合は、その時点までに判明している情報を1月以内に報告するとともに、原因の特定及び改善策を講じるまでの間、毎月報告を行うこと。

- (2) サービスの提供に当たって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、事業者が負担すること。
- (3) サービスの提供開始後に、利用料金等サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市と協議の上、契約者に通知すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて市と事業者が協議して定めること。